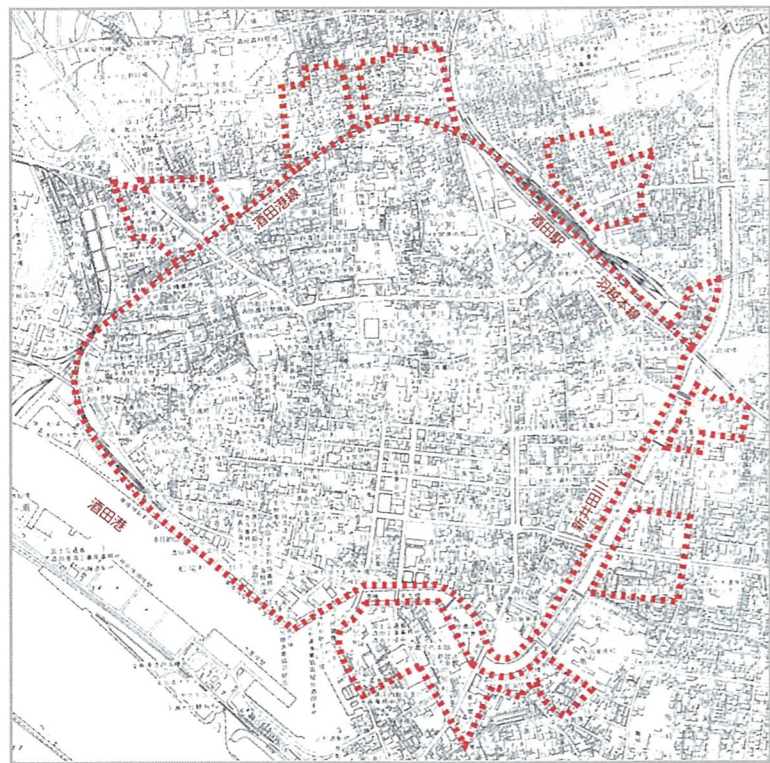
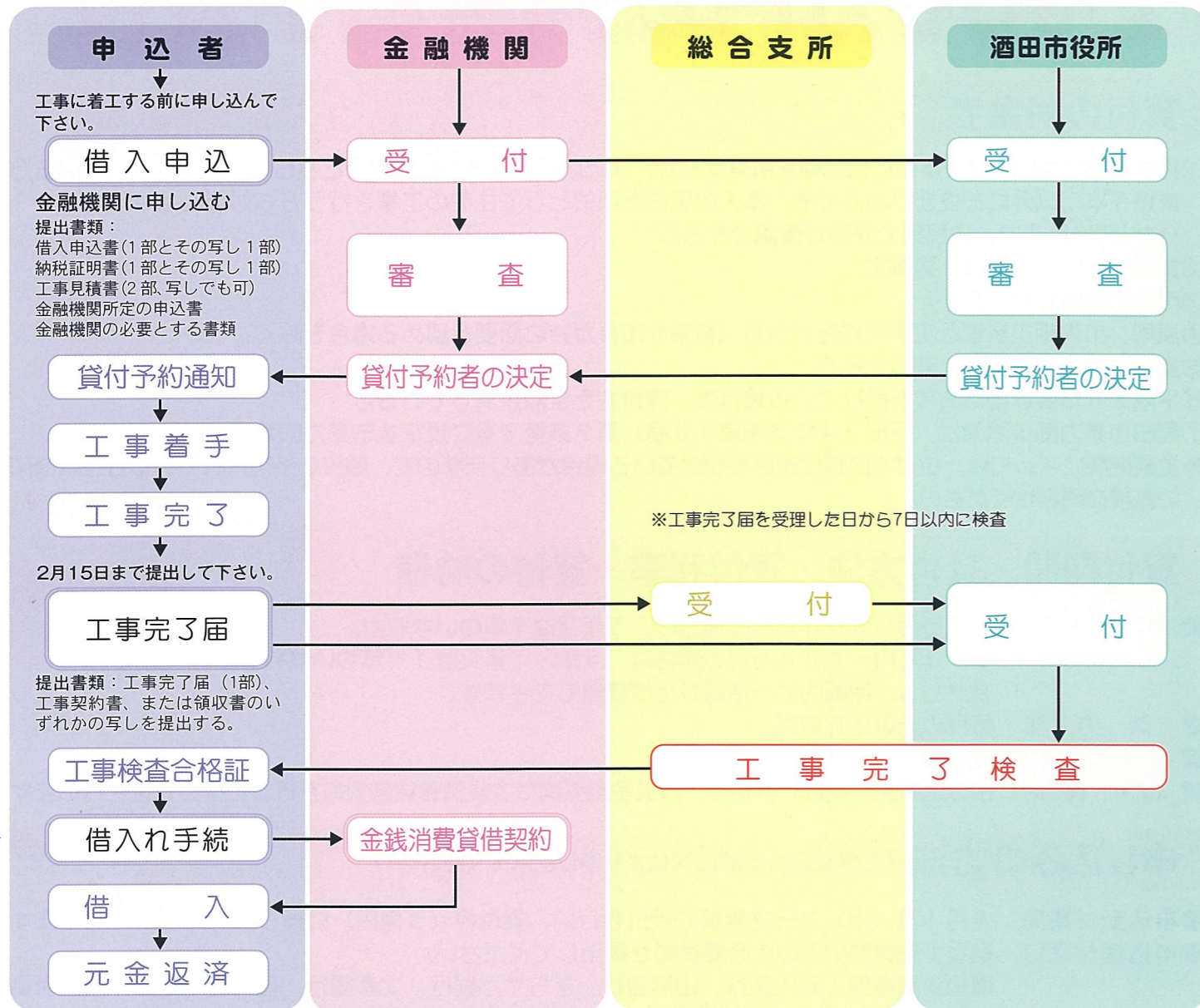


酒田市住宅改善支援事業 手続きの流れ



別図
中心市街地で賃貸住宅の対象区域



問い合わせ先

酒田市建設部建築課
確認審査係(市役所3階)
TEL **26-5749**

酒田市のホームページ
<http://www.city.sakata.lg.jp/>

パンフレット作成年月：平成27年3月

平成27年度

酒田市住宅改善支援事業 ご案内



<p>無利子</p> <p>貸付金全額返済者は 再貸付可能</p>	<p>限度額</p> <p>持家……………400万円 賃貸(1戸あたり)…300万円</p>	<p>返済期間</p> <p>300万円以下…5年・7年 310万円以上…5年・7年・10年</p>
--	---	---

持家住宅の建設資金貸付の主な内容

- ①貸付額 20万円以上400万円以内(10万円単位で、対象工事費の80%以内の額)
- ②利率 無利子
- ③対象工事 **【工事内容】** 住宅及び付属建物(物置、車庫)の新築、増築、改築、修繕(屋根、壁、床、浴室、台所、便所等)、外構(植栽、造園、門、塀等)工事、耐震改修工事
【工事施工業者】 原則、市内施工業者による工事(新築の場合を除く)
- ④返済期間 5年又は7年のいずれか。
ただし、310万円以上は5年・7年又は10年のいずれか。
- ⑤返済方法 元金均等毎月返済(ただし、期間内に一括繰り上げ償還もできます。)

中心市街地内での賃貸住宅の建設資金貸付の主な内容

- ①貸付額 1戸当り20万円以上300万円以内(10万円単位で、1戸当りの工事費の80%以内の額)
- ②利率 無利子
- ③対象工事 **【工事内容】** 別図に示す中心市街地の区域に建設し、1戸当りの床面積がおおむね30㎡以上で、居室、台所、便所及び浴室を有する賃貸住宅の新築工事、増築工事及び賃貸住宅に用途を変更する工事
【工事施工業者】 原則、市内施工業者による工事(新築の場合を除く)
- ④返済期間 5年又は7年のいずれか。
- ⑤返済方法 元金均等毎月返済(ただし、期間内に一括繰り上げ償還もできます。)

工事費の80%以内、20万円以上400万円以内無利子貸付

酒田市住宅改善支援資金貸付とは

住宅環境の改善を促進し、中心市街地への居住誘導を図りながら、地域経済の活性化のため、総額3億円を限度として、持家住宅と中心市街地の賃貸住宅の整備に必要な資金の一部を酒田市が利子補給をして、貸し付けを行う制度です。

資金貸付の対象となる工事

次の工事で、建築基準法等の定める基準に適合し、平成28年2月15日までに工事が完了し、同年2月末日までに金銭消費貸借契約が可能なもの。

◎対象となる住宅の工事

【持家住宅】の場合

市内全域が対象区域で持家住宅及び付属建物（物置、車庫）の新築、増築、改築、修繕（屋根、壁、床、浴室、便所等）、外構（植樹、造園、門、塀等）工事、耐震改修工事。

住宅の耐震改修、浴室や玄関等のバリアフリー改修、太陽光発電設備の設置や太陽熱利用給湯システムの設置等の省エネルギー工事にもご利用いただけます。

ただし、市の他の補助金対象事業の場合は、その補助金分を除いて住宅改善支援事業の対象となります。

【賃貸住宅】の場合

別図に示す中心市街地の区域が対象で1戸当りの床面積がおおむね30㎡以上で、居住室、台所、便所及び浴室を有する賃貸住宅の新築工事、増築工事及び賃貸住宅に用途を変更する工事。

資金貸付の対象にならないもの又は減額となるもの

対象となる住宅であっても、次にあてはまる場合は貸付の対象になりません。

- ①平成27年度の本市の他の利子補給制度及び補助制度と重複利用となる場合は、貸付の対象額が変更になることがあります。
- ②平成26年度以前の住宅改善支援事業により、貸付を受けている住宅（貸付金を全額返済している方を除く。）
- ③平成15年度以前の中心市街地（活性化）居住誘導対策事業による補助金の交付を受けているもの

貸付の内容

貸付額

- ①持家住宅については、20万円以上400万円以内（10万円単位で、工事費80%以内の額）
- ②賃貸住宅については、1戸当り20万円以上300万円以内（10万円単位で、1戸当りの工事費の80%以内の額）

貸付の対象者

- ①持家住宅については、本市に住宅等を所有する方、または所有する方の親族でどちらもこの住宅に居住する方
※現在本市以外にお住まいの方でも、本人の居住を目的として住宅の工事を行う方も対象となります。
（貸付開始日まで、住民票で異動が確認できる方）
- ②賃貸住宅については、建築主
- ③市税の滞納がない方
- ④原則、市内施工業者と工事契約を行う方（新築や市長が特に必要と認める場合を除く）
- ⑤金融機関の貸付審査に適合する方
- ⑥平成26年度以前に貸付を受けている場合は、貸付金を全額返済している方
- ⑦酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
※金融機関によっては、貸付者に貸付条件を設けている場合がありますので、融資を予定されている各金融機関に直接お問合せください。

貸付期間・貸付方法・貸付利率・貸付の時期

貸付期間	20万円～300万円の場合は、5年又は7年のいずれか。 310万円～400万円の場合は、5年・7年又は10年のいずれか。 ※ただし、期間内に一括繰り上げ償還もできます。
返済方法	毎月の元金均等償還
貸付利率	無利子
貸付の時期	市の工事完成検査に合格し、取扱金融機関で金銭消費貸借契約を行った後に貸付を行います。

申し込みの方法（工事を始める前に次により申し込んでください。）

- 申込受付期間 4月1日（水）から先着順に受付を行い、貸付枠（3億円）に達した時点で締め切ります。
- 申込受付窓口 取扱金融機関の窓口に必要な書類を提出してください。
取扱金融機関：荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、北都銀行、鶴岡信用金庫、東北労働金庫、酒田市袖浦農業協同組合、庄内みどり農業協同組合、山形県漁業協同組合
- 申込書類等
 - ・借入申込書（申込書1部とその写し1部。申込用紙は、取扱金融機関、市建築課確認審査係、各総合支所建設産業課にあります。）
 - ・納税証明書（1部とその写し1部：平成26年度分）
 - ・工事見積書（2部写しでも可）
 - ・申込受付先の金融機関の借入申込書類
※金融機関への借入申込書類については、詳細を申し込みされる金融機関に問い合わせのうえ準備してください。

住宅の改修にあわせて耐震診断、耐震改修、危険なブロック塀の撤去を考えてみませんか。

◎住宅改善支援事業と併用できます。

- 木造住宅耐震改修支援事業
補助金額／耐震改修工事費用の1/2かつ、最大80万円まで
 - 木造住宅耐震診断士派遣事業／住宅の耐震性があるか、改修の必要性などがわかります。
診断費用／10万円（自己負担1万円、市・国負担9万円）
 - 危険ブロック塀等撤去支援事業／危険なブロック塀の撤去を支援します。
補助金額／除却工事費用の1/2又はブロック塀の見付面積に1㎡当たり4,000円を乗じて算出した額で、最大8万円 生垣推進事業と併用できます。
- ※詳しくは、市建築課確認審査係に直接お越しいただくか、ホームページをご覧ください。

